

令和2年度

随時監査報告書

(備品 ～公用車～)

横手市監査委員

監 第 1 2 8 号
令和3年2月4日

横手市長 高 橋 大 様
横手市議会議長 播 磨 博 一 様

横手市監査委員 柴 田 恒 宏
横手市監査委員 飼 田 一 之
横手市監査委員 木 村 清 貴

随時（備品～公用車～）監査の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき、令和2年度の随時（備品～公用車～）監査を横手市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり結果を報告します。

この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

目 次

1	監査の目的	1
2	監査の期間及び対象課	1
3	監査の範囲	1
4	監査の方法	1
5	監査の着眼点	3
6	監査の結果の概要	3
7	まとめ	4
	別添 監査の結果	
	財務部	
	財産経営課	5

1 監査の目的

横手市物品規則第4条第1項第1号に規定されている備品のうち自動車（以下「公用車」という。）の運行管理の現況について把握するとともに、それらが適正に管理運用され、かつ効果的に活用されているか監査を実施し、事務の適正な執行に資することを目的とする。

2 監査の期間及び対象課

令和2年10月1日（木）～ 令和3年1月27日（水）

実地監査日	対 象 課
11月20日（金）	財産経営課

3 監査の範囲

公用車の管理運用について

4 監査の方法

事前に対象備品に係る監査資料（備品システムから出力される車両一覧表、備品出納簿、他関係書類）の提出を求め、公用車が適正に管理され、有効な活用が図られているかどうかを主眼に、関係職員に対する公用車の運行管理事務等についての聴取を実施した。

また、対象課のほかに市長部局公用車所管課の車両についても、車両一覧表や備品出納簿のほか、運行管理状況等について調査を実施した。

参考資料：備品（公用車）

R2.9.30現在 (単位：台)

対 象 課	備 品 車両一覧表	う ち 集中管理	備品出納簿	
			R 2 年 度 増	R 2 年 度 減
財産経営課	20	16	2	2

※ ほかに公用車所管課

R2.9.30現在 (単位：台)

所 属	備 品 車両一覧表	う ち 集中管理	備品出納簿	
			R 2 年 度 増	R 2 年 度 減
総務課	37	34	3	4
秘書広報課	1	0	0	0
経営企画課	1	0	0	0
横手地域課	80	0	0	6
増田地域課	41	11	4	1
増田市民サービス課	2	0	0	0
平鹿地域課	66	8	2	1
平鹿市民サービス課	5	0	0	0
雄物川地域課	49	8	0	1
大森地域課	63	8	2	9
大森市民サービス課	3	0	1	0
十文字地域課	35	14	0	0
十文字市民サービス課	2	0	0	2
山内地域課	51	9	3	4
山内市民サービス課	3	0	0	0
大雄地域課	37	7	5	4
社会福祉課	7	0	1	0
子育て支援課	2	0	0	0
高齢ふれあい課	4	0	0	0
地域包括支援センター	7	0	0	0
健康推進課	12	9	0	0
生活環境課	17	0	3	1
養護老人ホームひらか荘	1	0	0	0
特別養護老人ホーム白寿園	4	0	0	0
介護老人保健施設老健おおもり	3	0	0	0
大森町指定通所介護事業所	4	0	0	0
農業振興課	19	6	1	2
横手市実験農場	1	0	1	0
よこて農業創生大学事業推進室	2	0	1	0
観光おもてなし課	4	4	0	0
建設課	6	0	1	0
都市計画課	1	0	0	0

5 監査の着眼点

監査の主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 備品の受入れ及び管理は適正に行われているか。
- (2) 所管替え、不用の決定等の手続きは適正に行われているか。
- (3) 公用車の運行管理は適正に行われているか。
- (4) 公用車の安全対策は適正に行われているか。
- (5) 公用車の維持管理は適正に行われているか。

6 監査の結果の概要

今回の監査対象課は公用車の統括管理課でもあり、監査結果は公用車の管理運用全般についての意見をまとめたものである。

主な所見は次のとおりであるが、指摘事項については「別添 監査の結果」に記載した。

(1) 備品台帳について

備品の不用処分が行われていないものや備品登録されていないもの、登録内容に誤りのあるものが一部見受けられた。また、備品台帳の記載内容が統一されておらず必要な情報の無いものもあることから、登録時の入力事項についてルール化を図り、分かりやすい内容の台帳となるよう、適切な管理に努められたい。

(2) 運行管理について

公用車運行日誌について、所属長の確認頻度や記載事項など所管課により様々な内容で、用務や運行経路の記載内容が抽象的な日誌も見受けられた。統一様式を整備するとともに適切な運用に努められたい。

また、稼働率の低い車両も見受けられるため、各庁舎の公用車の使用状況を把握し所管替えなど適切な配置について検討されたい。

所属課の専用車として集中管理から除外されている車両については、除外の基準を十分に協議のうえルールを明確にし、可能な限り集中管理を行い有効活用できるように検討されたい。

各地域局の地域課が所管する消防車両について、運行日誌が作成されていないものや、分団に配置されている車両の鍵の保管者が定められておらず、これらについて改善が必要である。

なお、安全運転管理者について横手市公用車運行管理規程に規定されていない

課や、横手市集中管理車両運行管理要綱に規定されていない管理課があるため、現状の組織に対応するよう見直されたい。

(3) 安全対策について

万が一の交通事故発生時に迅速かつ適切な対応が可能となるよう、自動車事故処理初動マニュアルの公用車への備え付け場所のルール化を図るとともに、今後引き続き安全教育の実施と交通事故防止に取り組み、安全対策に万全を期されたい。

また所属長においては、公用車を運転するために必要な運転免許証の有効期間などを定期的に確認されたい。

(4) 維持管理について

車両の点検・整備を適正に行うことにより、交通事故や故障を未然に防止でき安全性が維持され長寿命化にもつなげられる。そのため、点検・整備の重要性について再認識のうえ、運転者による運行開始前及び終了後の点検を習慣化できるよう指導するほか、法定定期点検についてはその実施状況の調査を行い確実な点検の実施につなげるなど、公用車の適正な維持管理に努められたい。

7 まとめ

全ての公用車が効率的に使用され、維持管理及び安全対策等が適正に行われることが求められる。

有効な活用を図るため、稼働率の低い車両については利用方法や必要性について検証し、所管替え等による効率的な使用について検討していく必要がある。また、車検切れ運行防止の取組みは着実に行われているが、法定定期点検の実施についても失念することの無いよう注意喚起を行うなど対応されたい。交通事故防止についても、安全運転の励行に関する声かけなど安全対策の日常的な取り組みを継続し、職員の意識の高揚を図ることが求められる。

対象課においては公用車の運行管理を統括する立場として、効果的な管理運営体制が確立されるよう積極的に取り組まされたい。

公用車の運行管理はそれぞれの車両を所管する所属長が行うところであるが、管理者それぞれが意識を高く持って職員の指導に当たり、市職員一丸となり安全対策の実効性を高められるよう望むものである。

別添 監査の結果

財務部

課 名	監 査 の 結 果
財産経営課	<ol style="list-style-type: none">1 横手市集中管理車両運行管理要綱に規定されていない管理課がある。2 安全運転管理者が選任されているが、横手市公用車運行管理規程に規定されていない課がある。3 公用車運行日誌の様式の統一を検討されたい。4 所属長による定期的な運転免許証の確認を実施されたい。